

中高層建築物の建築に関する標識

土地対策指導要綱第7条第2項の規定により中高層建築物の建築に関する標識を設置します。					
所在地				配置図	
建築用途	( )				
構造	造	住戸数	戸		
敷地面積	m <sup>2</sup>	延面積	m <sup>2</sup>		
計画建築物の 高さ					m
敷地内駐車 場の台数					台
建築主	住所 氏名	電話			
設計者	住所 氏名	電話			
施工予定者	住所 氏名	電話			
詳細については、上記の者にお問い合わせ下さい。					
				年 月 日 設置	

(注)

- 1 標識は、第三者が確認できる適切な大きさとし、風雨等により破損しない材料及び構造とすること。
- 2 建築用途の項の( )内には、建築等の種別（新築、増築、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途の変更）を記入すること。
- 3 建築主等が法人の場合は、当該中高層建築物の建築に関する責任者の氏名を記入すること。